証券コード 4762 平成25年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区荒木町13番地4 株式会社エックスネット 代表取締役社長 鈴木邦生

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後5時までに到達するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町四丁目1番地 ホテル グランドヒル市ヶ谷 新館2階「白樺の間」 (末尾記載の会場ご案内図をご参照下さい。)

#### 3. 目的事項

報告事項 第22期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告 及び計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.xnet.co.jp)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

## 事業報告

平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

## 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

(売上高)

当期は、中核商品である「XNETサービス」の売上高が3,115百万円 (前期比5.4%減)となり、機器販売等も含めた売上高は3,157百万円(前期比6.3%減)となりました。

「XNETサービス」は、地域金融機関への営業強化戦略等が少しずつ 結実しつつありますが、大手金融機関の合併によるサービス解約を補うま でには至らず、前期比減収となっております。

機器販売等の売上高は、42百万円(前期比45.1%減)となりました。 当期の売上高の内訳は以下の通りです。

品目	平成24年	F3月期	平成25年3月期		
品目	金額	構成比	金額	構成比	前期比
XNETサービス	百万円	%	百万円	%	%
ANETY-LA	3, 293	97.7	3, 115	98.7	$\triangle 5.4$
機器販売等	76	2. 3	42	1. 3	△45. 1
合 計	3, 370	100.0	3, 157	100.0	△6. 3

## (営業利益、経常利益、当期純利益)

当期の利益については、営業利益611百万円(前期比9.9%減)、経常利益635百万円(前期比10.5%減)と減益となりました。

売上高減少による影響がある中で、売上原価及び販売管理費の削減効果により、収益性については売上高営業利益率19.4%、売上高経常利益率20.1%と引き続き高水準を維持しております。

当期純利益は、380百万円(前期比2.4%減)となりました。

## ② 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

#### ③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	· 分		_		期別	第19期 (平成22年3月期)	第20期 (平成23年3月期)	第21期 (平成24年3月期)	第22期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売		上		高	(百万円)	3, 189	3, 337	3, 370	3, 157
当	期	純	利	益	(百万円)	460	476	390	380
1 核	も 当た	り当	期純和	利益	(円)	11, 141. 13	11, 537. 65	9, 444. 85	9, 221. 42
純		資		産	(百万円)	5, 012	5, 257	5, 416	5, 565
総		資		産	(百万円)	5, 632	5, 885	6, 108	6, 286
1 杉	朱当た	こり糸	吨資	産額	(円)	121, 344. 80	127, 272. 34	131, 117. 18	134, 738. 60

(注) 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下NTTデータ)で、同社は当社の株式21,067株(出資比率51%)を保有しております。

② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

#### (会社の経営の基本方針)

当社の経営の基本方針は極めて明確で、「XNETサービス」を推進していくことです。当社は業務に密着した、ITサービス企業でありつづけます。

一方、顧客からみたITコストには、当社が受け取るサービス料、すなわちアプリケーションに関わる費用のほかに、

機器やネットワークに関する費用

アプリケーションや機器等の運用・運行保守費用

業務遂行に関わる人的費用

などがあります。

顧客から見た場合、当社への費用がアプリケーションの導入・維持費用 として如何に効率的でも、トータルコストが重要です。

当社が主体的に、顧客のトータルコストの効率化に積極的に取り組むことで顧客サービスの一層の充実を図っていく方針です。具体的にはNTTデータグループを含むアライアンスの活用を行っていきます。

#### (中長期的な会社の経営戦略)

お客様とコラボレーションしながら「XNETサービス」を発展させていく方針は変わりません。一方顧客のITコスト全体の効率化の要望に応えるべく以下の点に注力してまいります。

・顧客の問題解決を図るため、

クラウドコンピューティング

AMO (Application Management Outsourcing)

BPO (Business Process Outsourcing)
に積極的に取り組んでまいります。

- ・資産運用分野を核として、グローバルに使えるアプリケーションと しての競争力の維持発展を目指して商品開発に注力してまいります。
- ・顧客の拡大に向けて、NTTデータとの協力関係を深化させOne Stop Shopの体制を実現すべく取り組みます。

#### (会社の対処すべき課題)

I Tに限らず、アウトソーシングを業務の効率化のキーワードとすることは多くの業務分野で普通に行われるようになってきました。その中でサービス企業として競争力を維持発展させていくためには、魅力ある商品の開発と、全体としての解を提供する企画力・調整力が問われています。

当社のビジネスにおけるその源泉は、人財力になります。この根源的な問題に対処するために人財をどのように鍛えていくのかが一番の課題であります。

NTTデータグループの会社として、グループの商品戦略の部分をどのように支援できるか、または担えるかをグループ各社と共同して取り組んでいくことも、引き続き課題と捉えております。

#### (5) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社は、「XNETサービス」を唯一の商品として事業を展開しておりますが、付帯的な事業として「XNETサービス」に使用するコンピュータ等の販売代理業務も行っております。

## (6) 主要な営業所(平成25年3月31日現在)

本社 東京都新宿区荒木町13番地4

## (7) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151 (14) 名	-7 (+1) 名	35.1歳	6.4年

<sup>(</sup>注)使用人数は就業員数であり、派遣社員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 164,768株

(2) 発行済株式の総数 41,308株 (うち自己株式 0株)

(3) 株主数 2,644名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	21,067	51.0
小林 親一	1, 793	4. 3
吉川 征治	1, 239	3.0
渡邊 久和	1, 239	3.0
鈴木 邦生	555	1.3
シージーエムエルーアイピービー カスタマー コラテラル アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	434	1. 1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	409	1.0
茂谷 武彦	282	0.7
村上 重昭	260	0.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	229	0.6

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

会社における地位	E	· 名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木	邦	生	
代表取締役副社長	寺 山	和	久	
専務取締役	小 林	親	_	
取 締 役	茂谷	武	彦	
取 締 役	坂 本	洋	介	
取締役(非常勤)	釘 宮	英	治	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 第一金融事業本部長
取締役(非常勤)	土 柞	香	謙	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二金融事業本部 金融ソリューション事業部長 第二金融事業本部ビジネス企画室長兼務
取締役(非常勤)	早津	英	哉	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第一金融事業本部 金融社会インフラ事業部 政府系金融システム開発統括部長
取締役(非常勤)	小 野	修	_	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ グループ経営企画本部 業務改革推進部長
常勤監査役	堰合	昭	夫	
監 査 役	大 橋	孝	郎	
監 查 役	明田	雅	昭	中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授

- (注) 1. 取締役 釘宮英治氏、土橋謙氏、早津英哉氏及び小野修一氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
  - 3. 平成24年6月27日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、取締役 木村千彫 氏は任期満了により退任いたしました。
  - 4. 平成24年6月27日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、監査役 會田寛氏 は任期満了により退任いたしました。
  - 5. 当社は、監査役 大橋孝郎氏、監査役 明田雅昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

	区分		支給人員	支給額
取	締	役	5名	160百万円
監	查	役	4名	20百万円
(うち	5社外監查	至役)	(4名)	(20百万円)
	合 計		9名	181百万円
(う	ち社外役	員)	(4名)	(20百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役4名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成24年6月27日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれていることと、無報酬の取締役が4名在任しているためであります。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の定時株主総会決議において、役員賞与を含め年額500百万円以内と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の定時株主総会決議において、役員賞与を含め年額100百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与21百万円(取締役5名に対し21百万円) が含まれております。

#### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役 釘宮英治氏、土橋謙氏、早津英哉氏及び小野修一氏は、株式会 社エヌ・ティ・ティ・データに所属しております。同社は当社の親会社 であります。
  - ・監査役 明田雅昭氏は、中央大学専門職大学院国際会計研究科の特任教授であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

			活動状況
取締役	釘宮	英治	当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	土橋	謙	当事業年度に開催された取締役会6回のうち3回に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	早津	英哉	当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	小野	修一	平成24年6月27日就任以降に開催された取締役会4回のうち4回 に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、必要 に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	堰合	昭夫	平成24年6月27日就任以降に開催された取締役会4回のうち4回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験及び知見に基づいた発言を行っております。
監査役	大橋	孝郎	当事業年度に開催された取締役会4回のうち4回、監査役会12回 のうち12回に出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験及び 知見に基づいた発言を行っております。
監査役	明田	雅昭	当事業年度に開催された取締役会4回のうち4回、監査役会12回 のうち12回に出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験及び 知見に基づいた発言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に 基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており ます。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,500千円 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金 融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、 上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- ② 会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円
- ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

#### (3) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときには、監査役会は会計監査人の解任を決定いたします。また、会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通 りであります。

この基本方針に基づき業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

# (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに関する社内の諸規定を定め、取締役及び使用人に法令及び定款の遵守を徹底する。社長の任命のもとで取締役から会社全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを置いている。コンプライアンスオフィサーまたはそれを補佐する者は、取締役及び使用人が業務の運営に際しコンプライアンスを重要課題としてとらえるように、機会を利用して指導する。

#### (2) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、安全リスクに関する規程として、「情報セキュリティポリシー」等を定め、業務の安全に取り組んでいる。経理・財務面においては、社内では現金を取り扱わない、事務を別会社に委託し社内では確認及び決裁のみ行うように、事務と確認・決裁を分離している。

有事においては、社長が統括して取締役会が危機管理にあたることとする。 平時においては、各グループ単位でリスクの低減に取り組む。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業所が1箇所で、間仕切りのない1フロアで運営され、社長以下監査役も含めた全役員が一堂に会しており、役員同士が必要なときに機動的に打合わせが可能な状況にしている。定期・非定期の取締役会の他、経営会議や、週1回役員を含めたグループリーダーの会議を持ち、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っている。極力、文書、印鑑による業務執行を廃して、ほとんどの社内業務は役職員間の社内ネットワークを経由する伝票(申請、決裁、業務報告等)のかたちで行い、業務処理の迅速化を図る。当該伝票は、社長以下取締役、監査役も含めた役員相互で確認が可能になっている。

#### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

前述した役職員間の伝票や情報の他、役員会議事録、資料等の保存は社内 ネットワークを経由して電子的に保存する。文書で保存が必要とされるもの は文書で保存する。保存及び管理に関しては、法令及び社内の関連諸規程に 基づく。

#### (5) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の業務を補助する専任の使用人は置いていないが、必要な場合には取締役と監査役の合意の上でスタッフが監査業務を補助する。なお、 当該スタッフは取締役からの独立性を確保する。

# (6) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要事実が発生した場合は、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき取締役及び使用人は直ちにコンプライアンスオフィサーに報告する。原則として、コンプライアンスオフィサーまたはそれを補佐する者が速やかに監査役に対して重要事実の発生を報告する。また、必要に応じて他の取締役及び使用人が監査役に報告することができる。

監査役は社内業務に関する役職員間の伝票(申請、報告、決裁)のやり取りを社内ネットワークで参照が可能になっている。また、監査役は、取締役会はもとより必要があれば取締役と協議の上で社内の主要会議に出席し、意見をのべることができる。出席できなかった場合は、審議事項について報告を受け、または議事録及び資料等の提出を求めることができる。その他、監査役の監査は監査役監査規程で定めている。

# (7) 当該株式会社ならびにその親会社からなる企業集団における業務の適正を 確保するための体制

当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当社における一定の重要事項について、親会社との間で協議または報告を行わなければならないものとする。

親会社及びその企業集団との間の取引については、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

		(牛	型位:十円)
資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	4, 048, 368	流動負債	488, 169
現金及び預金	2, 116, 179	買 掛 金	2, 373
売 掛 金	122, 590	未 払 金	239, 621
商品及び製品	73	未払費用	41, 965
仕 掛 品	1,777	未払法人税等	95, 671
前 払 費 用	15, 547	未払消費税等	4, 285
繰延税金資産	44, 740	前 受 金	630
関係会社預け金	1, 748, 303	預 り 金	24, 075
そ の 他	6,654	賞 与 引 当 金	79, 398
貸倒引当金	$\triangle 7,497$	そ の 他	149
固 定 資 産	2, 237, 940	固 定 負 債	232, 357
有 形 固 定 資 産	27, 159	退職給付引当金	230, 369
建物	11,774	資産除去債務	1, 988
工具、器具及び備品	15, 384	負 債 合 計	720, 526
無形固定資産	732, 059	純資産	の部
ソフトウェア	478, 826	株主資本	5, 565, 782
ソフトウェア仮勘定	252, 240	資 本 金	783, 200
電話加入権	993	資 本 剰 余 金	1, 461, 260
投資その他の資産	1, 478, 721	資本準備金	1, 461, 260
投資有価証券	1, 233, 629	利 益 剰 余 金	3, 321, 322
敷金及び保証金	150, 532	利益準備金	17, 397
繰延税金資産	94, 560	その他利益剰余金	3, 303, 924
		繰越利益剰余金	3, 303, 924
		純 資 産 合 計	5, 565, 782
資 産 合 計	6, 286, 308	負債・純資産合計	6, 286, 308

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		3, 157, 219
売 上 原 価		2, 171, 459
売 上 総 利 益		985, 760
販売費及び一般管理費		374, 286
営 業 利 益		611, 473
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8, 610	
有 価 証 券 利 息	13, 923	
貸倒引当金戻入額	1,024	
雑 収 入	480	24, 039
経 常 利 益		635, 512
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	154	154
税引前当期純利益		635, 358
法人税、住民税及び事業税	258, 900	
法 人 税 等 調 整 額	△4, 460	254, 440
当 期 純 利 益		380, 918

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:千円)

	(単位:十円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	783, 200
当期変動額	
当期変動額合計	_
当期末残高	783, 200
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1, 461, 260
当期変動額	
当期変動額合計	_
当期末残高	1, 461, 260
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	17, 397
当期変動額	
当期変動額合計	_
当期末残高	17, 397
その他利益剰余金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
繰越利益剰余金	
当期首残高	3, 154, 331
当期変動額	
剰余金の配当	$\triangle 231,324$
当期純利益	380, 918
当期変動額合計	149, 593
当期末残高	3, 303, 924
利益剰余金合計	<u> </u>
当期首残高	3, 171, 728
当期変動額	,
剰余金の配当	$\triangle 231,324$
当期純利益	380, 918
当期変動額合計	149, 593
当期末残高	3, 321, 322
株主資本合計	, ,
当期首残高	5, 416, 188
当期変動額	,,
剰余金の配当	$\triangle 231,324$
当期純利益	380, 918
当期変動額合計	149, 593
当期末残高	5, 565, 782
	<u> </u>

(単位: 千円)

純資産合計	
当期首残高	5, 416, 188
当期変動額	
剰余金の配当	$\triangle 231,324$
当期純利益	380, 918
当期変動額合計	149, 593
当期末残高	5, 565, 782

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

## [個別注記表]

## 1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全

部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に

ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の

債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額

の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に

関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末において発生していると認められ

る額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後 に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法 に変更しております。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

1,749,984千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 148,140千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

8,334千円

売上原価

5,638千円

販売費及び一般管理費

2,696千円

営業取引以外の取引による取引高 4,891千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 41,308株
- (2) 配当に関する事項
  - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	115, 662	2, 800	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年10月26日 取締役会	普通株式	115, 662	2, 800	平成24年9月30日	平成24年12月3日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月26日開催予定の第22回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	115, 662	利益剰余金	2,800	平成25年3月31日	平成25年6月27日

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資	育産
-------	----

未払事業税否認	9,570千円
未払事業所税否認	1,770千円
賞与引当金	30,180千円
退職給付引当金	82,100千円
ソフトウエア仮勘定	10,270千円
資産除去債務	710千円
その他	4,990千円
繰延税金資産合計	139,590千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	290千円
繰延税金負債合計	290千円
繰延税金資産の純額	139,300千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.3%
役員賞与	1.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.0%

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、複写機、電子計算機及びその周辺機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針 投機的な取引は行いません。また、設備投資も自己資本の範囲内で行い、 新たな資金調達は行わない方針であります。
  - ② 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格リスクに晒 されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

- ③ 金融商品に係わるリスク管理体制
  - a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係わるリスク)の管理 営業債権については、経理規程に従い、請求担当部門が取引先の状況 を常にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するととも に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っており ます。
  - b. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 外貨建金融商品は保有していないため、為替変動リスクはありません。 投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有 状況を継続的に見直しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場 合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用すること により、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2, 116, 179	2, 116, 179	_
(2) 売掛金	122, 590	122, 590	_
(3) 関係会社預け金	1, 748, 303	1, 748, 303	_
(4) 投資有価証券	1, 233, 582	1, 234, 407	824
資産計	5, 220, 655	5, 221, 480	824
(1) 買掛金	2, 373	2, 373	_
(2) 未払金	239, 621	239, 621	_
(3) 未払法人税等	95, 671	95, 671	_
(4) 未払消費税等	4, 285	4, 285	
負債計	341, 951	341, 951	_

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### <u>資</u>産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 関係会社預け金 これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 投資有価証券は債券であり、取引金融機関等から提示された価格によってお ります。

## <u>負</u>債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等 これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を評価することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額46千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。また、敷金及び保証金(貸借対照表計上額150,532千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

#### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 116, 179			_
売掛金	122, 590	_	_	_
関係会社預け金	1, 748, 303	_	_	_
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	_	100, 000	1, 000, 000	100,000
合 計	3, 987, 073	100, 000	1, 000, 000	100, 000

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 関連当事者との取引
  - ① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引	の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱エヌ・ティ・	東京都江東区	142, 520, 000	システムインテグ	(被所有)	役員の兼任等	資金の	預入	804, 891	関係会社	1, 748, 303
枕云江	ティ・データ	米尔郁仁米区	142, 520, 000	レーション事業	直接 51.0	仅貝の 米 仁守	預託	受取利息	4, 891	預け金	1, 740, 505

- (注) 1. ㈱エヌ・ティ・ティ・データが導入しているグループキャッシュマネジメントシステムに参加していることから生じております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
  - 3. 取引金額に消費税等は含んでおりません。

#### ② 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	エヌ・ティ・ ティ・データ・ システム技術 株式会社	東京都中央区	200, 000	情報サービス事業	-	ソフトウエア 開発の委託等	ソフトウエア開発 の委託	150, 520	未払金	95, 424

- (注) 1. ソフトウエア開発の委託については、一般の取引条件と同様に決定しております。
  - 2. 取引金額に消費税等は含んでおりません。
- (2) 親会社又は重要な関連会社

親会社情報

㈱エヌ・ティ・ディ・データ (東京証券取引所に上場)

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 134,738円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 9,221円42銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要 住友不動産四谷ビルの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去 債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高1,943千円時の経過による調整額44千円期末残高1,988千円

## 14. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けるほか、総合設立方式の全国情報サービス産業厚生年金基金制度に加入しております。

- (2) 全国情報サービス産業厚生年金基金制度に関する事項
  - ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額 年金財政計算上の給付債務の額 464,030,095千円

515, 392, 120千円

差引額

△51, 362, 024千円

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 0.14%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の繰越不足金であります。

(3) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

退職給付債務

230,369千円

退職給付引当金

230,369千円

(4) 退職給付費用に関する事項

退職給付費用

155,560千円

- (注) 退職給付費用には、厚生年金基金への拠出額を含めております。
- (5) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

株式会社エックスネット 取締役会 御中

> 有限責任 あ ず さ 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 梅 谷 哲 史 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エックスネットの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

#### 監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行 われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監 査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備して いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事 業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

#### 株式会社エックスネット監査役会

常勤監査役(社外監査役) 堰 合 昭 夫 即

社外監査役 大橋孝郎 印

社外監査役 明田雅昭 印

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第22期の期末配当につきましては、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、下記の通りとさせていただき、株主の皆様のご支援にお応えしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 金2,800円 総額115,662,400円
- 利余金の配当が効力を生じる日
   平成25年6月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、株式の分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次の通り行うものであります。本件株式の分割の実施及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。なお、株式の分割につきましては、本総会で単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更等の定款の一部変更が承認可決されることを条件として、平成25年10月1日をもって平成25年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式1株を100株に分割することを、平成25年5月24日開催の取締

役会において決議しております。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第7条を変更するものであります。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条 (単元株式数)を新設するものであります。
- ③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の 権利を定めるため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設 するものであります。
- ④ 現行定款第7条の変更ならびに第8条及び第9条の新設の効力発 生日を定めるため、附則第1条を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

		(下豚印刀は友丈印刀をかしてわりより。)
	現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総	数)	(発行可能株式総数)
(3214 41321111 4112	。 発行可能株式総数は、	第7条 当会社の発行可能株式総数は、
164, 768株。	>=1* *M=11 =1=>>:*	16,476,800株とする。
<u>104, 700</u> 7末 6		
	(新 設)	
		第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
	(新 設)	(単元未満株式についての権利)
		第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、
		その有する単元未満株式について、次に掲
		げる権利以外の権利を行使することができ
		ない。
		1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
		2. 会社法第166条第1項の規定による請求
		をする権利
		3. 株主の有する株式数に応じて募集株式
		の割当ておよび募集新株予約権の割当
		てを受ける権利
第 <u>8</u> 条		第 <u>10</u> 条
~	(条文記載省略)	<u>∼</u> (現行どおり)
第33条	(2122 18 17 H : H)	第35条
31 <u>00</u> 7K	(新 設)	附則
	(A) [X]	I <del></del>
		<u>第1条</u> <u>第7条の変更ならびに第8条および第9</u>
		条の新設の効力発生日は平成25年10月1日
		<u>とする。</u>
		② 本附則は、前項の効力発生日をもって
		削除する。
ļ		

## 第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)は任期満了となります。 つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次の通りであります。

候補者	sb がな 氏 名		 略歴、当社における地位、担当	所有	する	当社
番号	(生年月日)		(重要な兼職の状況)	株	式	数
		昭和52年4月	株式会社野村総合研究所入社			
	サザき くにお 鈴木 邦生	平成6年1月	当社入社			= 1.41.
1	(昭和28年2月14日生)	平成14年6月	当社取締役		55	5株
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		代表取締役社長(現任)			
		昭和48年4月	日本電信電話公社入社			
		昭和63年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社			
	and A should be a state of the		(現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)			
0	てらやま かずひさ 寺山 和久		金融システム事業部担当部長			
2	(昭和25年4月5日生)	平成15年4月	エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株			_
			式会社 資金証券システム事業部長			
		平成15年6月	同社 取締役 資金証券システム事業部長			
		平成21年6月	当社代表取締役副社長 (現任)			
	ciánt thins 小林 親一	昭和47年4月	株式会社野村総合研究所入社			
3		平成3年6月	当社設立		1, 793	3株
	(昭和22年10月12日生)		専務取締役 (現任)			
	もたに たけひこ 茂谷 武彦	昭和59年4月	野村證券株式会社入社			
4		平成4年3月	当社入社		282	2株
	(昭和37年2月27日生)		取締役(現任)			
		昭和59年4月	ヤマト運輸株式会社入社			
	さかもと ようすけ	昭和62年9月	八木ユーロ株式会社入社			
5	まかもと ようすけ 坂本 洋介	昭和63年10月	株式会社共同通信社入社		221	5株
3	(昭和34年8月19日生)	平成3年5月	SGウォーバーグ東京支店入社		44	34X
		平成6年3月	当社入社			
			取締役(現任)			
		昭和62年4月	日本電信電話株式会社入社			
		平成21年10月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ			
			パブリック&フィナンシャル事業推進部			
	つちはし けん 土橋 謙	亚代的东西	グローバル推進部長			
6	(昭和38年6月15日生)	平成23年6月	当社取締役(現任)			_
			職の状況) エヌ・ティ・ティ・データ			
			エヌ・ティ・ティ・テータ  事業本部金融ソリューション事業部長			
			事業本部ビジネス企画室長兼務			
		昭和63年4月				
		平成25年4月				
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第二金融事業本部第一バンキング事業部長			
*	まずき まさのり 鈴木 正範		第二金融事業本部企画部長兼務(現任)			
7	(昭和40年11月15日生)	(重要な兼	職の状況)			_
		株式会社エヌ・ティ・ディタ				
		第二金融事業本部第一バンキング事業部長				
		第二金融	事業本部企画部長兼務			

候補者	sb がな 氏 名	略歴、当社における地位、担当	所有	する	当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	株	式	数
*	いけだ がみと 池田 史	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成25年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二金融事業本部金融ソリューション事業部 第一ソリューション統括部長(現任)			
8	(昭和38年12月16日生)	(重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二金融事業本部金融ソリューション事業部 第一ソリューション統括部長			
<b>%</b> 9	たかやま かずお 高山 和郎 (昭和40年12月3日生)	昭和63年4月 日本電信電話株式会社入社 平成25年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二金融事業本部第一バンキング事業部 メガバンク統括部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二金融事業本部第一バンキング事業部 メガバンク統括部長			_

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 土橋謙氏、鈴木正範氏、池田史氏及び高山和郎氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 土橋謙氏、鈴木正範氏、池田史氏及び高山和郎氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて当社を所管する部門の重要な役職を勤めており、当社の経営に係る事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 5. 土橋謙氏、鈴木正範氏、池田史氏及び高山和郎氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データより使用人として給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
  - 6. 土橋謙氏、鈴木正範氏、池田史氏及び高山和郎氏は、過去5年間において、株式 会社エヌ・ティ・ディ・データの業務執行者であり、現在も同社の業務執行者で あります。
  - 7. 土橋謙氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
  - 8. 当社は、土橋謙氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知11頁に記載の通りであります。本議案が承認された場合、当社は同氏との契約を継続する予定であり、鈴木正範氏、池田史氏及び高山和郎氏との間においても当該契約を締結する予定であります。

以上